

みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要綱（平成29年6月16日付け林振第236号農林水産部長通知。以下「県実施要綱」という。）及びみんなの森林づくりプロジェクト推進事業交付金交付要綱（平成29年6月16日付け林振第237号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づくみんなの森林づくりプロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項について定めるものとする。

(事業実施主体及び事業の実施方法)

第2 みんなの森林づくりプロジェクト対策交付金（以下「本交付金」という。）の交付金を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、県交付要綱第2（1）に定める地域協議会（以下同じ。）とし、地域協議会及び、県交付要綱第2（2）に定める活動組織（以下同じ。）の本交付金に関する活動内容に応じ、別紙1に基づき本交付金を交付するものとする。

2 みんなの森林づくりプロジェクト対策推進交付金（以下「推進交付金」という。）の交付を受けて本交付金に係る事業を実施しようとする者は、地域協議会及び市町村とし、別紙2に基づき本事業による取組を推進するものとする。

(実施体制)

第3 県は、本事業による地域の取組を効果的に推進するため、地域協議会に対して支援・指導等を行うとともに、活動組織に対して活動が可能な対象森林の情報提供などのほか、活動の実施に必要な支援・指導等を市町村と連携して行うよう努めるものとする。

2 市町村は、本事業による取組が円滑に実施されるよう、所管する行政区域内での活動組織による活動の有効性を確認しつつ、活動組織への指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 地域協議会は、本交付金を活動組織に交付するとともに、以下に掲げる活動組織に対する支援や指導及び県、市町村との連絡調整の実施を行うものとする。

- (1) 活動組織を対象とした技能・安全研修
- (2) 活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等
- (3) その他本対策の推進に必要な活動組織に対する支援・指導等

- (4) 活動組織による活動の有効性を審査するに当たっての市町村への意見聴取
- (5) 必要に応じて実施する地方公共団体による活動組織に対する支援に関する協力

4 本交付金に係る活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。また、本事業の実施期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努めるものとする。

(交付金の会計経理)

第4 地域協議会及び本交付金を受けた活動組織は、以下のとおり会計経理に係る証拠書類を保管するものとする。

(1) 地域協議会

地域協議会長又はその地位を継承した者は、本交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を本事業に係る事業が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 本交付金及び推進交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書及び承認書類

ウ その他本事業に関する書類

(2) 活動組織

活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、本交付金の交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して5年間次に掲げる書類を保管しなければならない。

ア 本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ 金銭出納簿

ウ 領収書等支払を証明する書類

エ その他本交付金に関する書類

2 活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

(1) 本交付金は、他の事業と区分して経理を行うこと。

(2) 本交付金は、事業計画書に記載した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。

(3) 金銭出納は、金銭出納簿により行うこととし、金融機関に口座を設けること。

附 則

1 この要領は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度予算に係る本交付金に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月7日から施行し、令和元年度に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月12日から施行し、令和3年度に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月10日から施行し、令和3年度に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月5日から施行し、令和4年度に係る補助金から適用する。

(別紙1)

みんなの森林づくりプロジェクト対策交付金(本交付金)に係る事業の実施方法

第1 事業内容

(1) 本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

| 種類 | 活動内容 |
|----------------|--|
| ① 活動推進費 | 現地の林況調査, 活動計画の実施のための話し合い, 研修等 |
| 地域環境保全タイプ | |
| ② 里山林保全活動 | 雑草木の刈払い・集積・処理, 落ち葉掻き, 歩道・作業道の作設・改修, 地拵え, 植栽, 播種, 施肥, 不要萌芽の除去, 緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出, 風倒木・枯損木の除去・集積・処理, 土留め・鳥獣害防止柵等の設置, これらの活動に必要な森林調査・見回り, 機械の取扱講習, 安全講習, 施業技術に関する講習, 活動結果のモニタリング, 傷害保険等 |
| ③ 侵入竹除去・竹林整備活動 | 竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用, これらの活動に必要な森林調査・見回り, 機械の取扱講習, 安全講習, 施業技術に関する講習, 活動結果のモニタリング, 傷害保険等 |
| ④ 森林資源利用タイプ | 雑草木の刈払い・集積・処理, 落ち葉掻き, 歩道・作業道の作設・改修, 木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工, 特用林産物の植付・播種・施肥・採集, これらの活動に必要な森林調査・見回り, 機械の取扱講習, 安全講習, 施業技術に関する講習, 活動結果のモニタリング, 傷害保険等 |
| ⑤ 森林機能強化タイプ | 歩道や作業道等の作設・改修, 鳥獣害防止柵の設置・補修, 及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り |
| ⑥ 関係人口創出・維持タイプ | 地域外関係者との活動内容の調整, 地域外関係者受入のための環境整備, これらの活動に必要な森林調査・見回り, 傷害保険等 |
| ⑦ 資機材・施設の整備 | 地球環境保全タイプ, 森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材, 資材及び施設の購入・設置 |

ア 地域環境保全タイプ, 森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプの同一年度の

同一箇所でも重複適用は認められない。

イ 森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

ウ 関係人口創出・維持タイプの活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

(2) その他

本交付金事業の実施に必要な事項。

第2 対象森林等

1 対象森林等

(1) 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林とする。

(2) 森林機能強化タイプについては、活動計画に係る年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等（森林経営計画を策定している森林内を含む。）とする。

2 面積及び延長の測定

森林計画図等、縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を使い、算定された面積及び作業道等の延長を対象森林の面積及び延長とすることとし、森林計画図等の図面がない場合には、現地において実測するものとする。

3 地域外関係者

地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域以外に居住する者とする。

第3 本交付金の交付

地域協議会は、国及び地方公共団体から交付を受けた額のうち第 1 の(5)の活動の実施に必要な経費を活動組織に交付するものとする。

第4 交付金の使途

(1) 地域協議会

本交付金のうち地域協議会運営費の交付対象となる経費は、次のアからコまでとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、別表のとおりとする。

ア 技術者給

- イ 賃金
- ウ 謝金
- エ 旅費
- オ 需用費
- カ 通信運搬費
- キ 委託料
- ク 使用料及び賃借料
- ケ 備品費
- コ 資機材購入費

(2) 活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

ア 本交付金の算定

本交付金の交付額は、イに規定する種類毎の交付単価又は交付率をそれぞれ該当する対象森林の面積等に乗じて得た金額の合計とする。

イ 交付単価

交付単価又は交付率は、次に掲げる表中の種類ごとに定めるとおりとする。

| 種類 | 交付単価 及び交付率 | 左の内訳 | |
|------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| | | (1) 国の交付単価 又は 交付率 | (2) 地方公共団体の 地方単独事業や 補助の交付単価 |
| ①活動推進費 | 150,000 円 (初年度の み) | 112,500 円 (初年度のみ) | 左記の額の 1/3 の額 |
| ②地域環境保全タイプ (里山林保全活動) | 1 ha 当たり 160,000 円 (初年度) 153,334 円 (2 年目) 146,667 円 (3 年目) | 1 ha 当たり 120,000 円 (初年度) 115,000 円 (2 年目) 110,000 円 (3 年目) | 左記の額の 1/3 の額 |
| ③地域環境保全タイプ(侵入 竹除去・竹林整備活動) | 1 ha 当たり 380,000 円 (初年度) 353,334 円 (2 年目) 326,667 円 (3 年目) | 1 ha 当たり 285,000 円 (初年度) 265,000 円 (2 年目) 245,000 円 (3 年目) | 左記の額の 1/3 の額 |
| ④森林資源利用タイプ | 1 ha 当たり 160,000 円 (初年度) 153,334 円 (2 年目) 146,667 円 (3 年目) | 1 ha 当たり 120,000 円 (初年度) 115,000 円 (2 年目) 110,000 円 (3 年目) | 左記の額の 1/3 の額 |
| ⑤森林機能強化対応 | 1,000 円/m | 800 円/m | 左記の額の 1/4 の額 |
| ⑥関係人口創出・維持タイプ | 年間当たり 66,667 円 | 年間当たり 50,000 円 | 左記の額の 1/3 の額 |

| | | | |
|------------|------------------------------|------------------------------|---|
| ⑦資機材・施設の整備 | 購入金額の 1/2～1/3 賃借料の 1/3 | 購入金額の 1/2～1/3 賃借料の 1/3 | — |
|------------|------------------------------|------------------------------|---|

注1) 地方公共団体の地方単独事業や補助の交付単価については、県と市町村

が国の交付単価の1/3以内に相当する額を折半して負担するものとする。

注2) ②、③及び④の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注3) ⑤の延長は森林調査・見回りを除く

注4) ⑦のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注5) ⑦のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑥の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。

ウ 交付金の上限

一活動当たりの単年度の交付額は、第4の(2)イ表中(1)の国の交付単価による交付額の合計が5,000千円を上限とする。

エ 交付金の使途

| 区 分 | 使 途 |
|---------------|--|
| 上記イの表中に掲げる①～⑤ | 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品(⑦に掲げるものを除く)、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等 |
| 上記イの表中に掲げる⑥ | 人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑦に掲げるものを除く。)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等 |
| 上記イの表中に掲げる⑦ | 刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、(⑥の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。)、携帯型GPS機器、設置費等 (汎用性のある物品等は対象外) |

第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等に関しては、次に定めるとおりとする。

1 対象活動

本交付金の交付の対象となる活動は、第5の3に定める活動計画に基づくものとする。

2 協定

活動組織は、活動が円滑に実施できるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者との間で、以下に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 協定の締結者の住所及び氏名
- (2) 協定の目的
- (3) 協定期間
- (4) 協定の対象となる森林
- (5) 活動計画
- (6) その他必要な事項

3 活動計画

活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
- (3) 年度別スケジュール
- (4) 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）
- (5) 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容
- (6) 安全のために装備する物品及び障害保険の名称
- (7) 計画図
- (8) その他必要な事項

4 採択申請

(1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、地域協議会長に提出するものとする。

(2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活動計画書について、申請書を審査するに当たり、活動が計画されている市町村の意見を聴取するとともに、書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、採択を決定するものとする。

(3) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査の上、次に掲げる事項の全てを満たしている場合について採択するものとする。

ア 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本事業による支援の有効性、妥当性を確認していること。

イ 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。

ウ 活動期間中に毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること

により、一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること。

エ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。

オ 3年間の活動計画書を策定していること。なお、活動計画書に位置付けられた森林は、原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていないこと。

カ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されていること。

(4) 地域協議会長は(1)により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる活動に該当するものについて採択に当たり優先するよう配慮する。

ア これまで長期間にわたり手入れがされていない里山林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）

イ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行う活動であること。

ウ 地方公共団体が地方単独事業により支援を行う活動であること（前号の支援額を下回るもの。）。

5 規模要件

(1) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの取組面積は、それぞれ0.1ha以上とする。

(2) 森林機能強化タイプの取組延長（森林調査・見回りを除く）は1m以上とする。

(3) 関係人口創出・維持タイプの地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。

6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、4の(3)により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、地域協議会長の承認を受けるものとする。

(1) 対象森林面積の変更。

(2) 取組延長に応じた単価が設定されている活動内容については、取組延長の変更。

(3) 資機材・施設の整備については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。

(4) 活動の中止又は廃止。

(5) 4の(3)により通知された交付金総額の30%を超える減額。

7 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

なお、本交付金による事業の着手は、原則として、地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。

- (1) 活動組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て実施方法等を決定すること。
- (2) 活動組織は、本交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。そのため、活動組織は、別に定める様式により、活動の日、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。
 - ア 本交付金の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。
 - イ 本交付金の使用は、活動計画書の記載内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
 - ウ 金銭の出納は、別に定める様式により金銭出納簿を作成すること。
この場合、金融機関に預金口座等を設けること。
- (3) 活動組織は、本交付金に係る活動の一部を当該活動組織以外の者に委託することができる。この場合、活動組織は、受託者の作業内容を適切に監督することとする。
- (4) 活動組織は、活動期間中は毎年一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施するとともに傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。
- (5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、別に定める様式により地域協議会へ報告するものとする。
- (6) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - ア 活動組織への資機材の貸与は、目的、管理責任者、貸与料等を明らかにして、適正に実施するものとする。
 - イ 地域協議会は、資機材のメンテナンスを実施するものとする。
 - ウ 地域協議会と活動組織の間において、貸与の目的、期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものとする。
 - エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、「地域協議会が負担した額（＝購入額－購入額に係る交付額）／耐用年数＋年間管理費」以下とする。

8 実施状況

活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、地域協議会に報告し、確認を得なければならない。

第6 本交付金の交付方法

- 1 県及び市町村は、地域協議会からの申請に基づき、県交付要綱別表掲げる地方単独事業による補助の交付単価の範囲内で、地域協議会に本交付金を交付する。

- 2 地域協議会は、「森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金に係る業務方法書」に規定する活動を実施する活動組織から交付申請に基づき、第4の金額の範囲内で、活動組織に本交付金を交付する。
- 3 活動組織は、採択通知書の記の3の取組メニュー欄に掲げる資機材・施設の整備とそれ以外の交付金の相互間の流用をしてはならない。

第7 本交付金の返還

1 対象活動の不適合等

- (1) 地域協議会長は、活動組織の活動が活動計画の内容に沿わないことが確認された場合、活動組織に対して交付した本交付金の全部又は一部を活動開始年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象森林の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。
- (2) 本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると認められた場合、地域協議会長は活動組織に対して、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額の返還を求めるものとする。

2 転用による対象森林面積の減少

活動計画内容及び活動計画による実施期間が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に本交付金の活動森林等を森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為又は活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為並びにその他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ地域協議会長に届け出るとともに、当該行為をしようとするうち当該対象森林部分に相当する交付金を返還すること。

- 3 地域協議会は、活動組織からの本交付金の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。
- 4 1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由や交付金対象者の責に帰することのできない理由が認められる場合は、本交付金の返還を免除することとする。
- 5 地域協議会長は、活動組織が本交付金を返還するような事態を防止するため、活動組織に対し、活動計画書の記載事項を遵守した活動等が実施されるように指導するものとする。

第8 その他

本事業の実施については、本要領に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(別表)

| 補助対象経費 | 範囲及び算定方法 |
|------------|--|
| 1 技術者給 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p> |
| 2 賃金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とする。</p> |
| 3 謝金 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、技術者の補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じ、適切な根拠に基づいた設定とし、原則として、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。ただし、地域協議会の構成員に対しては、必要に応じ謝金を支払うことができるものとする。</p> |
| 4 旅費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</p> |
| 5 需用費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。</p> |
| (1) 消耗品費 | <p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> |
| (2) 印刷製本費 | <p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p> |
| 6 通信運搬費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払い等に必要な経費とする。</p> |
| 7 委託料 | <p>当該事業の補助の目的である事業の一部分を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。</p> |
| 8 使用料及び賃借料 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない）</p> |
| 9 備品費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる備品等の調達に必要な経費とする。</p> |
| 10 資機材購入費 | <p>事業を実施するために追加的に必要となる、活動組織への貸与に供する資機材の購入に必要な経費の1/2以内又は1/3以内の額とする。</p> |

(別紙2)

みんなの森林づくりプロジェクト対策推進交付金（推進交付金）に係る事業の実施方法

第1 事業内容

推進交付金の対象とする事業内容は、以下のとおりとする。

ア 活動組織等への説明会

毎年度、活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本対策の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

イ 活動に関する指導・助言

活動組織に対し、適宜指導を行い、事業計画書に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

ウ その他推進事業の実施に必要な事項

第2 推進交付金の交付

県は交付を受けた額のうち第1の実施に必要な経費を遅滞なく、地域協議会及び市町村に交付するものとする。

第3 推進交付金の対象経費

推進交付金の交付対象となる経費は、次の(1)から(8)までとし、交付対象経費の範囲及び算定方法については、別紙3の別表のとおりとする。

- (1) 賃金
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 通信運搬費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及賃借費
- (8) 備品費